

第 1 部 横浜市指定管理者第三者評価制度の概要

1. 指定管理者とは

指定管理者制度とは、多様化する市民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設[※]の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、平成15年6月の地方自治法改正により創設されたものです。

この制度が導入されたことにより、これまで公共的団体等に限定されていた公の施設の管理運営を、民間事業者も含めた幅広い団体に委ねることが可能となりました。

※公の施設とは、法律上、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため」に、地方公共団体が設ける施設とされています。

主な施設としては、地区センター、スポーツセンター、地域ケアプラザ、公園など市民の身近な施設や横浜美術館、みなとみらいホール、横浜歴史博物館、横浜国際プール、日産スタジアムなどといった大規模な施設などがあります。

従来は公共的団体等に限定されていた管理運営主体が民間事業者にまで広げられたこと以外にも、主に下の表に示した点が変わりました。

	管理委託制度《改正前》	指定管理者制度《改正後》
管理運営主体 (市が施設の管理運営を委ねる相手方)	公共団体、公共的団体、市の出資法人等に限定 相手方を条例で規定	民間事業者を含む幅広い団体(個人は除く) 議会の議決を経て指定
権限と業務の範囲	施設の設置者である地方公共団体との契約に基づき、具体的な管理の事務又は業務の執行を行う。 施設の管理権限及び責任は、設置者である地方公共団体が引き続き有し、施設の使用許可権限は委託できない。	施設の管理に関する権限を指定管理者に委任して行わせるものであり、施設の使用許可も行うことができる。 設置者である地方公共団体は、管理権限の行使は行わず、設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて指示等を行う。
条例で規定する内容	委託の条件、相手方等を規定	指定管理者の指定の手続き、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲を規定
法的性質	委託契約	指定(行政処分) ※地方自治法上の「契約」には該当しないため、同法に規定する「入札」の対象ではない。

指定管理者制度を導入するには、議会で施設に関する条例を制定又は改正する必要があります。また、指定管理者を指定する場合にも、議会の議決を経なければなりません。

2. 横浜市における指定管理者制度の取組状況

横浜市では、令和5年4月1日現在、公園、スポーツセンターなど954施設で指定管理者が指定されています。

指定管理者の選定にあたっては、民間事業者等を含めた幅広い団体の参入を促すため、公募を基本とするとともに、積極的な施設情報の提供、選定結果や議事録の公開等により、公正性・公平性・透明性を確保し、それぞれの施設に最もふさわしい指定管理者を選定してきました。

○施設別指定状況

令和5年4月1日現在

評価分類	施設名称	施設数
区民 利用 施設	地区センター等	133
	地区センター	81
	コミュニティハウス	36
	集会所	5
	スポーツ会館	11
	公会堂	17
	スポーツセンター	18
	老人福祉センター	18
	福祉保健活動拠点	18
	地域ケアプラザ	136
	こどもログハウス	18
	区民利用施設 計	358
専門 施設	レクリエーション・スポーツ施設（体育館、プール 等）	41
	文教施設（博物館、区民文化センター 等）	51
	社会福祉施設（病院、地域療育センター等）	39
	基盤施設（公園、駐車場、市営住宅等）	465
	専門施設 計	596
	合計	954

3. 指定管理者に対する第三者評価

(1) 指定管理者に対する点検評価の現状

横浜市では、指定管理者による施設運営について、

- ア 地方自治法に基づき行政が実施する業務履行確認・指導の徹底
- イ 指定管理者との協定等に基づき指定管理者が実施する「利用者アンケート」、「利用者会議」等による施設運営に対する利用者の声の反映
- ウ 利用者の声を直接市につなげる専用電話（045-664-2525）の設置

などにより、点検評価を行っています。

(2) 指定管理者に対する第三者評価の目的

上記の点検評価に加え、公の施設としての管理水準のより一層の維持向上を図るため、指定管理者が行っている施設運営について、客観的な第三者による点検評価を実施します。指定管理者が、こうした第三者評価を積極的に活用することを通して、それぞれがさらなる業務改善の取組（P D C Aサイクルの確立）を行い、自らがサービスの向上に努めていくことを目的とします。

また、こうした第三者評価によって得られた結果は、今後の本市の指定管理者制度の適正な運用につなげていきます。

(3) 横浜市における指定管理者第三者評価制度の特徴

指定管理者制度を導入したすべての施設を対象に、次の3つの方式で第三者評価を実施します。

- ア 地区センターなど市内に同種施設が複数存在する区民利用施設については、複数の民間の評価機関を認定し、評価を実施します。
- イ 福祉サービス第三者評価の対象施設については、福祉サービス第三者評価により、評価を実施します。
- ウ その他の施設については、専門性や施設特性等を考慮して、各施設の設置条例で設置する選定評価委員会において、評価を実施します。

また、評価結果は、市民に分かりやすい形でホームページや施設内等で公表します。

○ 施設特性による3つの評価方式

